

実需給断面におけるマージンの値 及び確保理由について

平成28年3月10日

実需給断面においてマージンを確保する理由とその値①

連系線	方向	マージンを確保する理由	マージンの値
北海道本州間 連系設備	北海道⇒東北	<p>北海道系統の周波数安定維持ならびに東北・東京エリアの電力系統の安定維持のため。具体的には、次のうち大きい値とする。</p> <p>① 北海道本州間連系設備の運用容量から、当該連系設備が緊急停止した場合に北海道エリアの周波数の上昇が一定値以内となる最大の潮流の値を差し引いた値</p> <p>② 東北・東京エリアで周波数低下が生じた場合に、北海道エリアの周波数低下を一定値以内に抑えた上で、東北・東京エリアの周波数を回復するために、北海道本州間連系設備を介して東北・東京エリアへ供給することができる最大の電力の値</p>	15～28万kW
	東北⇒北海道	<p>北海道エリアの電源のうち、最大電源相当量が故障等により失われた場合にも、北海道エリアの周波数低下を一定内に抑制するため。</p> <p>但し、北海道本州間連系設備の運用容量から、当該連系設備が緊急停止した場合に北海道エリアの周波数低下が一定値以内となる潮流の値を差し引いた値の方が大きい場合は、その値とする。</p>	44～53万kW
東北東京間 連系線	東北⇒東京	<p>東京エリア内で想定する送電線の故障により複数の電源が脱落した場合も電力系統を安定に維持するため。具体的には、送電線の故障に伴い東北エリアから東京エリアに流れる最大の潮流の値とする。但し、(※1)の値の方が大きい場合は、その値とする。</p>	45～79万kW
	東京⇒東北	(※1)	0～40万kW
東京中部間 連系設備	東京⇒中部	<p>60Hz系統内で送電線の故障により複数の電源が脱落した場合又は最大電源が脱落した場合に、60Hz系統の周波数低下を抑制するため。但し、東京中部間連系設備を介して東北・東京エリアから電力を受給しても、東北・東京エリアの周波数偏差と60Hz系統の周波数偏差が逆転しない値とする。但し、(※1)の値の方が大きい場合は、その値とする。</p>	60～76万kW
	中部⇒東京	<p>50Hz系統内で送電線の故障により複数の電源が脱落した場合、又は最大電源が脱落した場合に、東北・東京エリアの周波数低下を抑制するため。但し、東京中部間連系設備を介して60Hz系統から電力を受給しても、60Hz系統の周波数偏差と東北・東京エリアの周波数偏差が逆転しない値とする。但し、(※1)の値の方が大きい場合は、その値とする。</p>	60～79万kW

実需給断面においてマージンを確保する理由とその値②

連系線	方向	マージンを確保する理由	マージンの値
中部北陸間 連系設備	北陸⇒中部	なし	なし
	中部⇒北陸	(※1、※2)	0~70万kW
北陸関西間 連系線	関西⇒北陸	(※1、※2)	
	北陸⇒関西	(※1、※3)	0~7万kW
中部関西間 連系線	中部⇒関西	(※1、※3)	0~37万kW
	関西⇒中部	(※1)	0~37万kW
関西中国間 連系線	関西⇒中国	(※1)	0~32万kW
	中国⇒関西	(※1、※3)	0~36万kW
関西四国間 連系設備	関西⇒四国	なし	なし
	四国⇒関西	なし	なし
中国四国間 連系線	中国⇒四国	(※1)	0~70万kW
	四国⇒中国	なし	なし
中国九州間 連系線	中国⇒九州	なし	なし
	九州⇒中国	なし	なし

※1 電気の供給先となる供給区域に必要な運転予備力 又は 供給区域に電気を供給予定の供給区域の電源のうち最大電源相当量に対して不足する電力の値をマージンとして設定。

※2 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線と合わせて確保する。

※3 北陸関西間連系線、中部関西間連系線及び関西中国間連系線と合わせて確保する。

(注) 需給状況変化に伴う供給計画変更等により、マージンの値は今後変更となる可能性あり

長期断面から実需給断面までの各断面におけるマージン設定の考え方については、調整力等に関する委員会にて検討中のため、現状の確保理由からの変更はなし。